保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十年四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

43　特例保育給付事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十年四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

八　衛生費　人口

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五一・三七を、都道府県立病院特例病床数に二三・六三をそれぞれ乗じて得た数を合算した数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三五・九六を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四一を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇三一をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に

保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

43　特例保育給付事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

八　衛生費　人口

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五一・三六を、都道府県立病院特例病床数に二三・四七をそれぞれ乗じて得た数を合算した数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三五・九五を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四一を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇三一をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に